

豊中市建設工事等の競争入札における取り落とし方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、受注機会の確保による経済活動の活性化及び建設工事業者等の過大受注による品質の低下防止を目的に、豊中市が発注する建設工事及び工事に係る設計、監理、調査等及び測量調査（航空測量を除く。）業務（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における取り落とし方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、取り落とし方式とは、同一業種の案件が複数あるときに、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する工事等の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事等で落札者等となった者の他の工事等における入札書を無効とみなすことにより、落札者等を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取り落とし方式は、同一業種の工事等で、次の各号を満たす案件に適用できるものとする。

- (1) 市内事業者のみを対象とする競争入札案件
- (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う案件
- 2 前項各号の規定にかかわらず、公告又は指名通知から開札までの期間の一部が重複する案件については、工事等の内容に応じて取り落とし方式を適用することができる。
- 3 適用対象となる工事等については、入札公告又は現場説明書等に明示し入札参加者に周知することとする。

(落札者等の決定)

第4条 開札は、予定価格の大きいものから順に行い、落札者等を決定することとする。
この場合において、開札順が上位で落札者等となった者が行った、開札順が下位の案件に対する入札は無効とする。

- 2 取り落とし方式により、落札できる案件は1件とする。
- 3 取り落とし方式により、落札決定通知をした入札において、その後、当該入札が無効となった場合、開札順位が下位の案件の入札は無効とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。